

事業復活支援金の申請期間が延長！

申請IDの発行は5月31日(火)まで

事前確認は6月14日(火)まで

本申請は6月17日(金)までが期限になります！



2022年
5月30日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

事業復活支援金はコロナ禍の影響で売上が下がった業者に、地域や業種による制限なく、個人最大50万円（売上5割以上減）、年売上1億以下の法人は最大100万円（売上5割以上減）が交付されます。（売上3割以上5割未満減は個人最大30万円、法人最大60万円）

コロナ禍の影響で昨年11月～今年3月の売上が、一月でも3割以上減少していれば対象になります。

いつといつの売上を比べるのか

2021年11月・12月、2022年1月・2月・3月の5ヶ月のうち、過去3年からの売上減少率が最も大きく、支援金の計算根拠になる月が「対象月」です。

白色申告者は、対象月の過去三年それぞれの総売上÷12の金額と比較し、有利になる年を選びます。

青色申告者と法人は、過去三年の対応する月のうち、売上がもっとも多かった月と比較します。

売上が減る前の「基準期間」は、2021年の11月・12月を対象月にする場合、2020年・2019年・2018年になります。2022年の1月・2月・3月を対象月にする場合は、2021年・2020年・2019年になります。

実際に申請する手順

メールアドレスを確認し、ネットでアカウントを登録します。

必要書類を用意してから法定の審査機関で事前確認を受けます。認証されれば本申請が可能になります。

5月28日(土) 午後、民商事務所を会場に
事業復活支援金の事前確認を行います。
完全予約制なので参加希望の人は民商に連絡を！

感染防止協力金に特例受付期間6月22日(水)まで！

1月21日(金)～3月6日(日)計45日間と、3月7日(月)～3月21日(月)計15日間に、愛知県の感染防止対策に協力した（従前より営業時間が午前5時～午後8時を越えてい



て、休業・営業時間短縮を行った)飲食店等の、協力金の特例申請期間が始まっています。

売上高方式で下限額での申請の場合、愛商連が愛知県との交渉で参照月の売上台帳、確定申告書は添付不要であることがホームページで正式に明記されました。

期限は6月22日(水)で当日消印有効です。休業・時短を行ったがまだ申請していない、不備で戻ってきてしまったという方は民商に連絡してください。

愛商連は県当局へ4月21日に要請書を提出、4月26日に交渉を行っています。

この際に、参照月の全ての書類（売上記載・売上台帳等・確定申告書）は、下限額での申請なら不要であることを再確認しました。

県のサポートサイトの、よくある質問（2022年5月17日版）にも反映されています。（9提出書類について、9-1）

倉敷民商弾圧事件支援オンライン集会！

4月16日(土)に行われた倉敷民商弾圧事件支援オンライン集会に尾北民商から6人が参加しました。

また、皆さんからいただいた署名96人分とカンパ34,000円を、先立って送りました。

尾北民商はこれからも倉敷民商弾圧事件支援の運動を続けます。

倉敷民商弾圧事件：検察が手続きを進めず裁判が停滞

2013年5月、広島国税局が倉敷民商事務所と事務局員の家を家宅捜査し、翌14年に事務局員3人を起訴しました。

1審の有罪判決が違法な手続きとして破棄され、地裁に差し戻されて以来、検察は立証に係る証拠を整理し、主張をまとめて提出することができていません。襦屋さんの行いに犯罪の根拠がないからです。